

浜松市上下水道部告示第 21 号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事業者を指定したので、浜松市水道事業指定給水装置工事業者に関する規程（平成10年浜松市水道部管理規程第9号）第6条第1項第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 15 日

浜松市水道事業及び下水道事業管理者 奥家 章夫

指 定 番 号 第 836号

事業所の所在地及び
氏名又は名称 愛知県名古屋市守山区青葉台 503 番地
株式会社アズーロエイト
代表取締役 早坂 敏彦